

リケンテクノスグループ内部統制システムの基本方針

当社および当社子会社（以下、「グループ各社」という。）は、「リケンテクノスウェイ」および「リケンテクノスグループ企業行動規範」を実践・遵守して企業活動を行うことを宣言しているが、そのより確実な実現のためにも、内部統制システムとして業務が適正かつ効率的に行われることを確保するための体制を整備することが必要不可欠の施策であると位置付けている。

会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制システムを整備する。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ①代表取締役をはじめとした全取締役は、「リケンテクノスグループ企業行動規範」および法令・定款遵守がすべての企業活動において基本であることを全役職員に徹底させる。
- ②リスク・コンプライアンス委員会の活動内容は取締役会に適宜報告される。
また、総務・法務部は全役職員に対しコンプライアンス教育を実施する。
- ③法令・定款・「リケンテクノスグループ企業行動規範」・各種指針その他会社および取締役・使用人が従うべき基準（以下、「法令等」という。）に違反する疑いのある行為等を通報することができる内部通報の窓口を監査部および顧問法律事務所に設置する。
- ④グループ各社は、市民社会の安全や秩序に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たない。
また、反社会的勢力および団体からの不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で臨み決して屈しない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「情報管理規程」に従い取締役の職務の執行に係る情報は管理され、文書および電磁的媒体に保存される。
保存された情報については、「情報管理規程」に従い閲覧が可能である。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門に関する個別のリスク管理は各部門が行うが、全社的横断的なリスクの管理のためにリスク・コンプライアンス委員会を設置し、社長が委員長に就任する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、中期経営計画・通期経営計画を策定している。
- ②IT を活用した月次業績データに基づき、取締役会は経営計画の進捗状況を把握し、計画達成のために必要な施策を検討し、実施する。
- ③毎月開催される経営会議は、積極的な権限委譲による迅速な業務執行機能を担う。もの

づくり統括本部傘下のコンパウンド本部、フィルム本部および購買本部については各々四半期毎に開催されるものづくり統括本部 コンパウンド部門会議、フィルム部門会議および購買部門会議において、その他の部門については毎月開催される各部門内の会議において、業務進捗状況の確認がなされ、必要に応じた対応が適宜実施される。

5. グループ各社における業務の適正を確保するための体制

①経営企画本部は、当社連結子会社の経営管理全般の所管部署として、当社連結子会社の内部統制システムの構築の指導および情報の共有化の徹底を所管する。

経営企画本部および各本部は、「リケンテクノスグループ連結子会社管理規程」等に基づき、各所管業務の進捗管理を図り、当社に対する報告および当社における承認が適切に実施されるように当社連結子会社を管理・監督する。また、これらの管理・監督を通じて損失の危険を管理する。

経営企画本部は、社長、担当執行役員および管理本部長参加のもと国内連結子会社については最低年2回、海外連結子会社については最低年1回の業務報告会を開催する。

また、経営企画本部は当社連結子会社より提出された月次報告（財務データを含む）を取り纏め、取締役および執行役員ならびに関係部署に配布する。

②総務・法務部は、「リケンテクノスグループコンプライアンスマニュアル」をグループ各社の役職員に周知徹底させ、グループ各社のコンプライアンス体制の整備および問題の解決に努める。

③監査部は、定期的にグループ各社の業務監査を実施し、全ての業務活動が法令等に適合することを確認するとともに、経営諸規程に基づいて効率的に運営され、また、経営諸規程が経営目標達成のために適切に機能しているかを点検・評価する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補佐する直轄の組織として監査部を設置し、専任の使用人を複数名配置する。

当該使用人の独立性を確保するため、その指揮命令権を専ら監査等委員会に委譲し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のほか、業務執行部門の指揮命令を受けないこととする。また、当該使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分等の決定については、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。

なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

7. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の

監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ①監査等委員は、取締役会および経営会議等の重要な会議に出席する。
- ②当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人は、法定事項に加え、グループ各社に重大な影響を及ぼす事項（取締役、執行役員または使用人の行為が、法令等に違反するおそれがあり、または、著しい損害が発生するおそれがあると認められる場合における当該事項を含む。）について監査等委員会に報告する。
- ③監査部は、その内部監査状況について、原則として毎月、監査等委員会に報告する。
- ④当社連結子会社の取締役、監査役および使用人は、当該連結子会社、その取締役または使用人の行為が、法令等に違反するおそれがあり、または、著しい損害が発生するおそれがあると認められるときには、当該事項について、「リケンテクノスグループ連結子会社管理規程」に定める報告を行うほか、直ちに当社の監査等委員会に報告するものとする。
- ⑤監査等委員会に報告をした者は、その報告したことを理由として、人事上その他一切の点において不利益な取扱いを受けない。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は当社に対し、その職務の執行について生ずる費用の前払、支出した費用の償還または負担した債務の弁済等の請求を行うことができ、当社は、速やかにこれに応じる。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査等委員会の直轄の組織である監査部との連携を強化し、必要に応じて合同で国内外の監査を実施することにより、組織的かつ実効的な監査を行う。
- ②毎月開催される取締役会の場において、代表取締役と監査等委員の意見交換を行い、実効的な監査を実施するために必要な意見や情報を速やかに伝達する。
- ③半期毎に監査等委員会、会計監査人、監査部の3組織による意見交換をする会議を行う。

以上